

ニュー鹿島ショッピングタウン

(公告日：令和6年4月18日)

1 届出区分

変更（法第6条第2項）

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 株式会社チェリオ

代表取締役 山辺 俊樹

鹿嶋市宮中 290 番地 1

(2) 株式会社伊勢基本社

代表取締役 綿引 甚介

水戸市泉町二丁目 3 番 2 号

3 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ニュー鹿島ショッピングタウン

鹿嶋市宮中 290 番地 1 外

(2) 変更しようとする事項

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 1,034 台

(変更後) 764 台

(3) 変更の年月日

令和6年12月6日

(4) 変更の理由

店舗運営計画変更のため

4 届出年月日

令和6年4月5日

5 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課